

改正案	現行
<p>（債務の保証）</p> <p>第二十七条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、会社の発行する社債（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。第三十二条第一項において同じ。）に係る債務及び外貨で支払わなければならない債務（国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）第二条第一項の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。）について、保証契約をすることができる。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（債務の保証）</p> <p>第二十七条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、会社の発行する社債（短期社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第一条第一項に規定する短期社債を除く。第三十二条第一項において同じ。）に係る債務及び外貨で支払わなければならない債務（国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）第二条第一項の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。）について、保証契約をすることができる。</p> <p>2 （略）</p>